「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改正案 現 行

規則名

デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、第一種会員(デリバティブ)が暗号資産等関連 デリバティブ取引の原資産として取り扱う又は取り扱おうとする暗 号等資産若しくは暗号資産等関連金融指標に関する暗号等資産(以 下「デリバティブ関連取扱暗号等資産」という。)の決定及び廃止そ の他の取扱い業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (取扱審査)

- 第2条 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗 | 第2条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産の審査に関する社 号等資産の審査に関する社内規則を定めなければならない。
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の社内規則の策定に あたっては、次の各号に掲げる事項(以下「必要審査項目 | という。)を審査項目に含めなければならない。ただし、ト の事項は、デリバティブ関連取扱暗号等資産が電子決済手段 である場合に限って、審査項目に含める必要があるものとす る。

規則名

デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、会員が暗号資産関連デリバティブ取引の原資産 とする暗号資産及び暗号資産関連金融指標とする暗号資産 (以下併せて「デリバティブ関連取扱暗号資産 | という。)の 決定及び廃止その他の取扱業務に関し、必要な事項を定める ことを目的とする。

(取扱審査)

- 内規則を定めなければならない。
 - 2 会員は、前項の社内規則の策定にあたっては、次の各号に 掲げる事項(以下「必要審査項目」という。)を審査項目 に 含めなければならない。

(略)

- ニ 暗号等資産の関係者(暗号等資産に発行者がいる場合 は発行者を含む。)に関する事項
- ホ 暗号等資産及び記録台帳の技術に関する事項 (略)
- ト 暗号等資産の価値の安定のために講じられている措 置の内容
- 3 第一種会員(デリバティブ)は、当該暗号等資産をデリバ ティブ関連取扱暗号等資産として取り扱った場合に直面し 得るリスク(以下「取扱リスク」という。)を包括的かつ具 体的に検証の上、その取扱リスクを特定しなければならな 61
- 4 第一種会員(デリバティブ)は、前項に基づき特定した取扱リ スクを、必要審査項目に基づいて適切に評価の上、当該暗号等資産 のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの適否を審査し なければならない。また、第一種会員(デリバティブ)は、本規則の 施行時点でデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始 している暗号等資産についても、取扱いの適否を審査するよう努め なければならない。当該審査の結果、取扱いが不適切と判断される 場合には、顧客の利益保護に十分配慮しつつ、第5章の規定に従い、 取扱いを廃止しなければならない。

(社内体制)

第3条 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗 | 第3条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産を審査するに際し

(略)

- ニ 暗号資産の関係者に関する事項
- ホ 暗号資産及び記録台帳の技術に関する事項

(略)

- 3 会員は、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号資産と して取り扱った場合に直面し得るリスク(以下「取扱リスク」 という。)を包括的かつ具体的に検証の上、その取扱リスク を特定しなければならない。
- 4 会員は、前項に基づき特定した取扱リスクを、必要審査項 目に基づいて適切に評価の上、当該暗号資産のデリバティブ 関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を審査しなければ ならない。また、会員は、本規則の施行時点でデリバティブ 関連取扱暗号資産としての取扱いを開始している暗号資産 についても、取扱いの適否を審査するよう努めなければなら ない。当該審査の結果、取扱いが不適切と判断される場合に は、顧客の利益保護に十分配慮しつつ、第5章の規定に従 い、取扱いを廃止しなければならない。

(社内体制)

号等資産を審査するに際して、次の各号に定める体制を整備 しなければならない。

(略)

- (3) デリバティブ関連取扱暗号等資産の審査結果が取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、当該意思決定機関の下で最終的な取扱いの可否が決定される手続の確保
- (4) デリバティブ関連取扱暗号等資産の審査過程及び 審査結果に係る資料の保存
- 2 第一種会員(デリバティブ)は、取扱審査部門並びにその 責任者及び担当役員を、営業部門から独立させるものとし、 デリバティブ関連取扱暗号等資産の審査を行うに際しては、 取扱審査部門と営業部門が相互に牽制が図られる体制(役職 の兼務の禁止を含むがこれに限られない。)を構築しなけれ ばならない。

(取扱いに慎重な判断を要する暗号等資産)

- 第4条 第一種会員 (デリバティブ) は、デリバティブ関連取扱暗 号等資産として取り扱おうとする暗号等資産の特性に鑑み、 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その 適否を慎重に判断しなければならない。
 - (1) 法令又は公序良俗に違反する方法で利用されている又は利用されるおそれが高い暗号等資産
 - (2) 犯罪に利用されている又は利用されるおそれが高

て、次の各号に定める体制を整備しなければならない。

(略)

- (3) デリバティブ関連取扱暗号資産の審査結果が取締 役会その他これに準ずる意思決定機関に報告され、 当該意思決定機関の下で最終的な取扱いの可否が 決定される手続の確保
- 2 会員は、取扱審査部門並びにその責任者及び担当役員を、 営業部門から独立させるものとし、デリバティブ関連取扱暗 号資産の審査を行うに際しては、取扱審査部門と営業部門が 相互に牽制が図られる体制(役職の兼務の禁止を含むがこれ に限られない。)を構築しなければならない。

(取扱いに慎重な判断を要する暗号資産)

- 第4条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱お うとする暗号資産の特性に鑑み、次の各号のいずれかに該当 すると認められる場合には、その適否を慎重に判断しなけれ ばならない。
 - (1) 法令又は公序良俗に違反する方法で利用されている又は利用されるおそれが高い暗号資産
 - (2) 犯罪に利用されている又は利用されるおそれが高

い暗号等資産

- (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用 されている又は利用されるおそれが高い暗号等資 産
- 2 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗 号等資産として取り扱おうとする暗号等資産の特性及び会 員自身の体制に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認め られる場合には、当該暗号等資産をデリバティブ関連取扱暗 号等資産として取扱ってはならない。
 - (1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる暗号等資産
 - (2) 前各号のほか、当該会員において金融商品取引法 上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難 な暗号等資産
- 3 第一種会員(デリバティブ)は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である暗号等資産については、第1項第3 号又は前項第2号に該当するおそれがあることから、これらの問題が解決されない限り、当該暗号等資産を取り扱ってはならない。

(協会への届出)

第5条 第一種会員(デリバティブ)は、新たな暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届出

い暗号資産

- (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されている又は利用されるおそれが高い暗号資産
- 2 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱おうとする暗号資産の特性及び会員自身の体制に鑑み、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号資産として取扱ってはならない。
 - (1) 移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる暗号資産
 - (2) 前各号のほか、当該会員において金融商品取引法 上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難 な暗号資産
- 3 会員は、移転記録の追跡ができない又は著しく困難である 暗号資産については、第1項第3号又は前項第2号に該当す るおそれがあることから、これらの問題が解決されない限 り、当該暗号資産を取り扱ってはならない。

(協会への届出)

第5条 会員は、新たな暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、協会に対して、次の各号に掲げる書類を事前に届け出なければならない。

なければならない。

- (1) 協会が別に作成する審査報告書
- (2) 協会が別に作成する当該暗号等資産の概要説明書 (以下「概要説明書」という。)
- (3) 当該暗号等資産に関して顧客に開示・提供する資料等
- (4) 当該暗号等資産に係るホワイトペーパーその他当 該暗号等資産の内容を説明した資料
- (5) 当該暗号等資産の流通状況に関する資料(流通実績がある場合に限る。)
- (6) 当該暗号等資産に関連する事件・事故に関する資料
- (7) 当該暗号等資産を取り扱う暗号資産等デリバティブ取引の概要書
- (8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所 属部署、経歴、連絡方法を記した書面
- (9) 当該暗号等資産の管理者等の関係者の反社会的勢力との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の関連性について社内検証を行った資料
- (10) その他協会が提出を求める書面又は資料

- (1) 協会が別に作成する審査報告書
- (2) 協会が別に作成する当該暗号資産及び暗号資産関連金融指標の概要説明書 (以下「概要説明書」という。)
- (3) 当該暗号資産に関して顧客に開示・提供する資料等
- (4) 当該暗号資産に係るホワイトペーパーその他当該 暗号資産の内容を説明した資料
- (5) 当該暗号資産の流通状況に関する資料(流通実績がある場合に限る。)
- (6) 当該暗号資産に関連する事件・事故に関する資料
- (7) 当該暗号資産を取り扱う暗号資産デリバティブ取引の概要書
- (8) 概要説明書を作成・管理する者の氏名、役職、所属部署、経歴、連絡方法を記した書面
- (9) 当該暗号資産の管理者等の関係者の反社会的勢力 との関係性その他マネー・ローンダリング及びテロ 資金供与の関連性について社内検証を行った資料
- (10) その他協会が提出を求める書面又は資料

- 2 第一種会員(デリバティブ)は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議(取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。)を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始してはならない。
- 3 協会は、第一種会員(デリバティブ)から届出のあった暗 号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱 いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に 基づく異議を述べるか否かの判断(以下「協会事前審査」と いう。)行うものとする。
- 4 協会は、一定の第一種会員(デリバティブ)について協会が 所定の方法で指定する暗号等資産を協会事前審査の対象外 とする制度(以下「グリーンリスト制度」という。)を設け ることとし、グリーンリスト制度において協会事前審査の対 象外となる暗号資産及びグリーンリスト制度を利用できる 第一種会員(デリバティブ)(以下「グリーンリスト利用可 能会員」という。)の判定の手続き等について、別途細則を 定めるものとする。
- 5 協会は、一定の第一種会員(デリバティブ)について特定の 場合を除き協会事前審査を行わないこととする暗号資産自 己審査(Crypto Asset Self Check)制度(以下「CASC 制度」

- 2 会員は、前項の届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについて、協会が異議(取扱いにあたっての付帯条件の設定、変更を含む。以下同じ。)を述べた場合においては、かかる異議に従うことなく当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始してはならない。
- 3 協会は、会員から届出のあった暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの適否を判断するために必要な調査を行った上で前項に基づく異議を述べるか否かの判断(以下「協会事前審査」という。)行うものとする。
- 4 協会は、一定の会員について協会が所定の方法で指定する暗号資産を協会事前審査の対象外とする制度(以下「グリーンリスト制度」という。)を設けることとし、グリーンリスト制度において協会事前審査の対象外となる暗号資産及びグリーンリスト制度を利用できる会員(以下「グリーンリスト利用可能会員」という。)の判定及び判定の取消し(以下併せて「判定等」という。)の手続き等について、別途細則を定めるものとする。
- 5 協会は、一定の会員について特定の場合を除き協会事前審査 を行わないこととする暗号資産自己審査 (Crypto Asset Self Check) 制度 (以下「CASC 制度」という。) を設けることと

という。)を設けることとし、CASC 制度において協会事前審査が行われる場合及び CASC 制度を利用できる第一種会員(デリバティブ)(以下「CASC 認定会員」という。)の認定及び認定の取消し(以下併せて「認定」という。)の手続き等について、別途細則を定めるものとする。

- 6 第一種会員(デリバティブ)は、協会が当該会員に対して行った、暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始することについての異議、グリーンリスト利用可能会員の判定又は CASC 認定会員の認定(以下本条において「判断」という。)に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。
- 7 第一種会員(デリバティブ)は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項、電子決済手段の取扱いに関する規則第5条第5項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し立てを行うことができる。

(概要説明書の公表等)

第6条 第一種会員(デリバティブ)は、新たに暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。

- し、CASC 制度において協会事前審査が行われる場合及び CASC 制度を利用できる会員(以下「CASC 認定会員」とい う。)の認定及び認定の取消し(以下併せて「認定等」とい う。)の手続き等について、別途細則を定めるものとする。
- 6 会員は、協会が当該会員に対して行った、暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始することについての異議、グリーンリスト利用可能会員の判定等又は CASC 認定会員の認定等(以下本条において「判断」という。) に疑義がある場合には、別途定める細則に従って異議の申し立てを行うことができる。
- 7 会員は、前項に基づく異議の申し立てにより判断についての 疑義が解消されない場合、当該判断について「暗号資産の取 扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱 暗号資産に関する規則第5条第7項に基づく判断について の不服申立てに関する規則」に従い不服審査会に不服の申し 立てを行うことができる。

(概要説明書の公表等)

第6条 会員は、新たに暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始する場合には、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、概要説明書を公表しなければならない。

- 2 第一種会員(デリバティブ)は、定期的に又は必要に応じ て適時に、概要説明書の内容を更新しなければならない。
- 3 第一種会員(デリバティブ)は、概要説明書を更新した場 合には、更新後の概要説明書を協会に提出するとともに、自 社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段 を用いて、速やかにこれを公表しなければならない。

(情報の収集等)

- 第7条 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗 | 第7条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が 号等資産に関し、当該会員が特定した取扱リスク及び当該暗 号等資産の価格に影響を及ぼすおそれのある情報の収集に 努めなければならない。
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗 号等資産に関し、当該会員が特定した取扱リスク及び当該暗 号等資産の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な 情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入 手した場合には、取締役会その他これに準ずる意思決定機関 に報告しなければならない。
 - 3 第一種会員(デリバティブ)は、前項の場合において、当 該情報を公表しないことにより顧客保護が図られないおそ れが認められる場合には、自社のウェブサイトその他顧客が 容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかに当該情報を公 表しなければならない。

(略)

- 2 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、概要説明書の 内容を更新しなければならない。
- 3 会員は、概要説明書を更新した場合には、更新後の概要説 明書を協会に提出するとともに、自社のウェブサイトその他 顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、速やかにこれを 公表しなければならない。

(情報の収集等)

- 特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に影響を及ぼ すおそれのある情報の収集に努めなければならない。
 - 2 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産に関し、会員が特 定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に著しい影響を 及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考 慮していなかった情報を入手した場合には、取締役会その他 これに準ずる意思決定機関に報告しなければならない。
 - 3 会員は、前項の場合において、当該情報を公表しないこと により顧客保護が図られないおそれが認められる場合には、 自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手 段を用いて、速やかに当該情報を公表しなければならない。

(略)

5 第一種会員(デリバティブ)は、協会が月次・年次統計を公表するため、あるいは定期・不定期に行う調査のために、デリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱っている暗号等資産に関する取引状況等を、協会の指定する書式によって提出するものとする。

(取扱リスクの検証)

- 第8条 第一種会員(デリバティブ)は、定期的に又は必要に応じて適時に、デリバティブ関連取扱暗号等資産に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
 - 2 第一種会員(デリバティブ)は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合など当該デリバティブ関連取扱暗号等資産の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
 - 3 第一種会員(デリバティブ)は、前二項に基づいて改めて 当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての 取扱いの可否を判断した結果、当該暗号資産が第 4 条各項 のいずれかに該当すること又はその他の事情により、事後的 にデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いが適切

5 会員は、協会が月次・年次統計を公表するため、あるいは定期・不定期に行う調査のために、デリバティブ関連取扱暗号 資産として取り扱っている暗号資産に関する取引状況等を、 協会の指定する書式によって提出するものとする。

(取扱リスクの検証)

- 第8条 会員は、定期的に又は必要に応じて適時に、デリバティブ関連取扱暗号資産に係る取扱リスクの内容を検証し直すものとし、当該検証の結果、取扱リスクの内容を更新する必要がある場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
 - 2 会員は、前項のほか、取扱リスクを評価する前提事実が変更された場合等当該デリバティブ関連取扱暗号資産の取扱判断に至った事情に大きな変更が生じた場合には、第2章の定めにしたがって、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を改めて判断しなければならない。
 - 3 会員は、前二項に基づいて改めて当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの可否を判断した結果、当該暗号資産が第 4 条各項のいずれかに該当すること 又はその他の事情により、事後的にデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いが適切でないと判断した場合には、第

- でないと判断した場合には、第5章の定めに従ってデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いを中止又は廃止しなければならない。
- 4 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱暗号 等資産としての取扱いを開始した暗号資産に関し、法令又は 公序良俗に違反する方法での利用、犯罪への利用、マネー・ ローンダリング及びテロ資金供与への利用等、国内でデリバ ティブ関連取扱暗号等資産として取り扱われるにあたって 不適切な状況がないことについて協会が随時モニタリング を行うことを了解し、かかるモニタリングに協力するものと する。
- 5 第一種会員(デリバティブ)は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切なデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの状況があると判断した暗号資産について、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱っている第一種会員(デリバティブ)に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号等資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号

- 5章の定めに従ってデリバティブ関連取扱暗号資産として の取扱いを中止又は廃止しなければならない。
- 4 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いを開始した暗号資産に関し、法令又は公序良俗に違反する方法での利用、犯罪への利用、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への利用等、国内でデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱われるにあたって不適切な状況がないことについて協会が随時モニタリングを行うことを了解し、かかるモニタリングに協力するものとする。
- 5 会員は、協会が、前項に基づくモニタリングの結果、不適切なデリバティブ関連暗号資産としての取扱いの状況があると判断した暗号資産について、当該暗号資産をデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱っている会員に対し、当該会員が行った審査の妥当性を確認し、当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いにあたっての付帯条件を設定し、あるいは当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの中止又は廃止を要請した場合、かかる妥当性の確認に応じるとともに、設定された付帯条件に従った当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いあるいは要請に従った当該暗号資産のデリバティブ関連暗号資産としての取扱いの中止又は廃止に向け

等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの中止又は廃止に向けた準備を開始するものとする。

6 第一種会員(デリバティブ)は、協会が、前項に基づく付帯条件の設定あるいは取扱いの中止又は廃止の要請から一定期間経過後にその内容を全ての第一種会員(デリバティブ)に通知した後は、設定された付帯条件に従った取扱いあるいは要請に従った取扱いの中止又は廃止を実施するものとする。

(一時中止時の対応)

- 第9条 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを一時中止する場合には、原則として、一時中止を開始する日の前日(第5号に該当する場合には、一時中止を開始する日の30日前)までに、次の各号の事項について、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。
 - (1) 一時中止する暗号資産等関連デリバティブ取引の 対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産の名 称

(略)

(5) 一時中止する暗号資産等関連デリバティブ取引の 対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産に関 して顧客から預託を受けた財産を顧客に返還する 場合には、当該返還等の方針及び顧客に返還等を行 た準備を開始するものとする。

6 会員は、協会が、前項に基づく付帯条件の設定あるいは取扱いの中止又は廃止の要請から一定期間経過後にその内容を全会員に通知した後は、設定された付帯条件に従った取扱いあるいは要請に従った取扱いの中止又は廃止を実施するものとする。

(一時中止時の対応)

- 第9条 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを一時中止する場合には、原則として、一時中止を開始する日の前日(第5号に該当する場合には、一時中止を開始する日の30日前)までに、次の各号の事項について、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。
 - (1) 一時中止する暗号資産関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号資産の名称

(略)

(5) 一時中止する暗号資産関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号資産に関して顧客から預託を受けた財産を顧客に返還する場合には、当該返還等の方針及び顧客に返還等を行うた

うために必要となる情報

- 2 第一種会員(デリバティブ)は、一時中止を解除し、取扱いを再開する場合には、再開する日の1週間前までに、その旨を自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。ただし、一時中止の期間が1週間に満たない場合には、再開日の前日までに顧客に周知するものとする。
- 3 第一種会員(デリバティブ)は、1年を超えて一時中止を 続けてはならない。

(取扱廃止時等の対応)

- 第10条 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連 取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ 取引の取扱いを廃止する場合には、取扱廃止日の30日前ま でに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝 達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。
 - 2 前項に基づく周知を行う場合、第一種会員(デリバティブ) は、次の各号の情報を顧客に提供しなければならない。
 - (1) 取扱いを廃止する暗号資産等関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称

(略)

(4) 取扱廃止に伴う暗号資産等関連デリバティブ取引 の清算に関する方針等

めに必要となる情報

- 2 会員は、一時中止を解除し、取扱いを再開する場合には、 再開する日の1週間前までに、その旨を自社のウェブサイト その他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対 して周知しなければならない。ただし、一時中止の期間が1 週間に満たない場合には、再開日の前日までに顧客に周知す るものとする。
- 3 会員は、1年を超えて一時中止を続けてはならない。

(取扱廃止時等の対応)

- 第 10 条 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、取扱廃止日の30日前までに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。
 - 2 前項に基づく周知を行う場合、会員は、次の各号の情報を 顧客に提供しなければならない。
 - (1) 取扱いを廃止する暗号資産関連デリバティブ取引 に係るデリバティブ関連取扱暗号資産の名称

(略)

(4) 取扱廃止に伴う暗号資産関連デリバティブ取引の 清算に関する方針等

- 3 第一種会員(デリバティブ)は、複数の種類の暗 号資産等関連デリバティブ取引を取り扱ってい る場合において、特定のデリバティブ関連取扱暗 号等資産を対象とする特定の種類の暗号資産等 関連デリバティブ取引の取扱いを取りやめる場 合(以下「取扱一部取りやめ」といいます。)には、 取扱一部取りやめの日の30日前までに、自社の ウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝 達手段を用いて、次の事項を顧客に対して周知し なければならない。
- (1) 取扱一部取りやめに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の種類及びデリバティブ関連取扱暗号 等資産の名称

(略)

(4) 取扱一部取りやめに伴う暗号資産等関連デリバティブ取引の清算に関する方針等

(協会への報告等)

第 11 条 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを一時中止する場合には、原則として、当該中止を公表する前日までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(略)

- 3 会員は、複数の種類の暗号資産関連デリバティブ 取引を取り扱っている場合において、特定のデリ バティブ関連取扱暗号資産を対象とする特定の 種類の暗号資産関連デリバティブ取引の取扱い を取りやめる場合(以下「取扱一部取りやめ」と いいます。)には、取扱一部取りやめの日の30日 前までに、自社のウェブサイトその他顧客が容易 に閲覧可能な伝達手段を用いて、次の事項を顧客 に対して周知しなければならない。
- (1) 取扱一部取りやめに係る暗号資産関連デリバティブ取引の種類及びデリバティブ関連取扱暗号資産の名称

(略)

(4) 取扱一部取りやめに伴う暗号資産関連デリバティブ取引の清算に関する方針等

(協会への報告等)

第 11 条 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象と する暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを一時中止す る場合には、原則として、当該中止を公表する前日までに、 次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(略)

2 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連 取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ 取引の一時中止に係る措置を解除し、当該暗号資産等関連デ リバティブ取引の取扱いを再開する場合には、当該再開を公 表する日の相当期間前までに、次の各号に掲げる事由を協会 に届け出なければならない。第一種会員(デリバティブ)は、 本項に基づく届出を行った場合において、当該会員が当該暗 号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを再開することに ついて、協会から異議が出された場合においては、当該暗号 資産等関連デリバティブ取引の取扱いを再開してはならな い。

(略)

3 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連 取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ 取引の取扱いを廃止する場合には、当該廃止の周知を行う日 の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しな ければならない。

(略)

4 第一種会員(デリバティブ)は、特定のデリバティブ関連 取扱暗号等資産を対象とする特定の種類の暗号資産等関連 デリバティブ取引について取扱一部取りやめを行う場合に は、取扱一部取りやめの周知を行う日の1週間前までに、次 の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。 2 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の一時中止に係る措置を解除し、当該暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを再開する場合には、当該再開を公表する日の相当期間前までに、次の各号に掲げる事由を協会に届け出なければならない。会員は、本項に基づく届出を行った場合において、当該会員が当該暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを再開することについて、協会から異議が出された場合においては、当該暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを再開してはならない。

(略)

3 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、当該廃止の周知を行う日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(略)

4 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする特定の種類の暗号資産関連デリバティブ取引について取扱一部取りやめを行う場合には、取扱一部取りやめの周知を行う日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(公表)

- 第 12 条 協会は、第一種会員(デリバティブ)が新たなデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引として取り扱う場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が新たに取り扱う暗号資産<mark>等</mark>関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称
 - (2) 会員が作成した当該デリバティブ関連取扱暗号等 資産に係る概要説明書

(略)

- 2 協会は、第一種会員(デリバティブ)が更新した概要説明 書を受領した場合には、速やかにこれを公表する。
- 3 協会は、第一種会員(デリバティブ)から前条第1項に基づく特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が特定のデリバティブ関連取扱暗号資産 を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取 扱いを中止する暗号資産の名称

(略)

(略)

(公表)

- 第 12 条 協会は、会員が新たなデリバティブ関連取扱暗号資産を 対象とする暗号資産関連デリバティブ取引として取り扱う 場合には、取扱開始日に、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が新たに取り扱う暗号資産等関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称
 - (2) 会員が作成した当該デリバティブ関連取扱暗号等 資産に係る概要説明書

(略)

- 2 協会は、会員が更新した概要説明書を受領した場合には、 速やかにこれを公表する。
- 3 協会は、会員から前条第1項に基づく特定のデリバティブ 関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ 取引の取扱いの一時中止の報告を受けた場合には、中止公表 日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が特定のデリバティブ関連取扱暗号資産 を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取 扱いを中止する暗号資産の名称

(略)

- 4 協会は、第一種会員(デリバティブ)から前条第2項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを再開する暗号資産等関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称

(略)

- 5 協会は、第一種会員(デリバティブ)から前条第3項に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを廃止する暗号資産等関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号等資産の名称

(略)

(相互協力)

第 13 条 第一種会員(デリバティブ)は、デリバティブ関連取扱 暗号等資産について、他の会員から当該暗号等資産に係る情報(取扱リスクや暗号資産の価格に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。)の提供を求められた場

- 4 協会は、会員から前条第2項に基づく暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いの一時中止に係る再開の届出がなされた場合であって、当該届出に対して協会が異議を行わない場合には、取引再開の公表日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 当該会員が取扱いを再開する暗号資産関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗 号資産の名称

(略)

- 5 協会は、会員から前条第3項に基づく暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いの廃止の報告を受けた場合には、廃業公告日と同日付けで、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - (1) 当該会員が取扱いを廃止する暗号資産関連デリバティブ取引の対象とするデリバティブ関連取扱暗号資産の名称

(略)

(相互協力)

第 13 条 会員は、デリバティブ関連取扱暗号資産について、他の会員から当該暗号資産に係る情報(取扱リスクや暗号資産の価格に影響を及ぼすおそれのある情報を含むがこれに限られない。)の提供を求められた場合には、合理的な範囲におい

合には、合理的な範囲においてこれに応じることに努めるものとする。

てこれに応じることに努めるものとする。

「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則」に関するガイドライン 新旧対照表

改正案

ガイドライン名

「デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則」に関するガイド ライン

第1条関係

本規則の適用対象は、金融商品取引法に基づく暗号資産等関連デリバティブ取引のうち、その原資産あるいは暗号資産等関連金融指標が暗号等資産に係るものになります。

第2条第1項関係

社内規則により、次の事項を規定する必要があります。なお、 既に会員がデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱って いる暗号等資産に係るブロックチェーンが分岐することにより、 新しい別個の暗号等資産が生じた場合の取扱いについては、別 途、協会においてその取扱いに関する指針を定めることとしま す。

現

ガイドライン名

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドラ イン

行

第1条関係

本規則の主たる適用対象は、金融商品取引法に基づく暗号資産関連デリバティブ取引において、その原資産あるいは暗号資産関連金融指標とする暗号資産です。

第2条第1項関係

社内規則により、次の事項を規定する必要があります。なお、 既に会員がデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱っている暗号資産に係るブロックチェーンが分岐することにより、新しい別個の暗号資産が生じた場合の取扱いについては、別途、協会においてその取扱いに関する指針を定めることとします。 (略)

③デリバティブ関連取扱暗号等資産の定期検証の実施及び実施手続きに関する事項

(略)

⑦<mark>暗号等資産の概要説明書</mark>の担当部署及び作成·更新手続きに 関する事項

(略)

第2条第3項関係

取扱リスクには、①マーケットリスク(当該暗号等資産の供給 過多などにより当該暗号等資産の価値が低下し、デリバティブ関 連取扱暗号等資産の価格又は金融指標に影響が出るリスク)、② プロジェクト等に係るクレジットリスク(当該暗号等資産のプロ ジェクトの運営が失敗し、デリバティブ関連取扱暗号等資産の価 格又は金融指標に影響が出るリスク)、③会員におけるレピュテ ーションリスクなどがあります。なお、上記はリスクを評価した 内容であり、取扱審査においては、より具体的な事実レベルのリ スクを特定する必要があります。

審査項目を通じて、これらリスクについて具体的な事実レベルでの整理を行った上で、顧客と会員自身の立場で検討し、それぞれ許容できるかどうかを見定め(評価し)、取扱いの適否を判断することになります。

第3条関係

【参考】

(略)

③デリバティブ関連取扱暗号資産の定期検証の実施及び実施 手続きに関する事項

(略)

⑦暗号資産概要説明書の担当部署及び作成·更新手続きに関する事項

(略)

第2条第3項関係

取扱リスクには、①マーケットリスク(当該暗号資産の供給過多などにより当該暗号資産の価値が低下し、暗号資産の価格又は暗号資産関連金融指標に影響が出るリスク)、②プロジェクト等に係るクレジットリスク(当該暗号資産のプロジェクトの運営が失敗し、暗号資産指数に影響が出るリスク)、③会員におけるレピュテーションリスクなどがあります。なお、上記はリスクを評価した内容であり、取扱審査においては、より具体的な事実レベルのリスクを特定する必要があります。

審査項目を通じて、これらリスクについて具体的な事実レベルでの整理を行った上で、顧客と会員自身の立場で検討し、それぞれ許容できるかどうかを見定め(評価し)、取扱いの適否を判断することになります。

第3条関係

【参考】

審査部門の人員体制については、担当役員 - 審査部門長 - 審査担当者の3名を基本単位と考えます。デリバティブ関連取扱暗号等資産の数が多い場合には審査担当者を増員するなど適切な審査を実施することができるように態勢を図ることが必要です。一方、例えば、少人数の役職員で取り扱う暗号等資産の数が少なく、顧客数や取引ボリュームが相対的に大きくない会員においては、担当役員と審査部門長、あるいは審査部門長と審査担当者を同じ者とすることや審査部門長と審査担当者が兼務することはあり得ます。さらに少人数の場合には、担当役員が部門長、担当者を兼ねることもあり得ますが、一方で適切な審査の実施について監督する仕組みが消失することから、そのような場合には審査業務に対する内部監査の頻度を高めて実施するなど、内部牽制が有効に働くようにして、その決定を補うことが求められます。

【参考】

例えば、他の暗号資産等関連デリバティブ取引業者から暗号 資産等関連デリバティブ取引に係る業務システムの提供を受け、 当該業者の取り扱うデリバティブ関連取扱暗号等資産の一部を もって、自社のデリバティブ関連取扱暗号等資産とする会員の場 合であっても、顧客に対する責務は一義的には当該会員が負って いることから、デリバティブ関連取扱暗号等資産に係る審査体制 を構築する必要があります。なお、業務システムを提供する業者 と連携し、取扱審査に必要な情報についても提供を受けることに ついては特段、問題はありません。ただし、この場合、単に新規 審査部門の人員体制については、担当役員-審査部門長-審査担当者の3名を基本単位と考えます。デリバティブ関連取扱暗号資産の数が多い場合には審査担当者を増員するなど適切な審査を実施することができるように態勢を図ることが必要です。一方、例えば、少人数の役職員で取り扱う暗号資産数が少なく、顧客数や取引ボリュームが相対的に大きくない会員においては、担当役員と審査部門長、あるいは審査部門長と審査担当者を同じ者とすることや審査部門長と審査担当者が兼務することはあり得ます。さらに少人数の場合には、担当役員が部門長、担当者を兼ねることもあり得ますが、一方で適切な審査の実施について監督する仕組みが消失することから、そのような場合には審査業務に対する内部監査の頻度を高めて実施するなど、内部牽制が有効に働くようにして、その決定を補うことが求められます。

【参考】

例えば、他の暗号資産関連デリバティブ取引業者から暗号資産関連デリバティブ取引に係る業務システムの提供を受け、当該業者の取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産の一部をもって、自社のデリバティブ関連取扱暗号資産とする会員の場合であっても、顧客に対する責務は一義的には当該会員が負っていることから、デリバティブ関連取扱暗号資産に係る審査体制を構築する必要があります。なお、業務システムを提供する業者と連携し、取扱審査に必要な情報についても提供を受けることについては特段、問題はありません。ただし、この場合、単に新規取扱い時

取扱い時に止まらず、両者が提携関係にある間は継続して情報提供を受けられるなど、取扱い開始後も顧客への責務を果たすに足る状態を維持することが必要です。

第6条第1項関係

暗号等資産概要説明書の公表時期については、新規にデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱う暗号等資産の特性や流通状況、顧客の特性等も踏まえ、顧客に対する適切な情報提供の観点から会員において検討することになりますが、遅くとも当該暗号等資産のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取扱いの開始日までに行うものとします。

第6条第2項関係

暗号等資産概要説明書の作成等、会員間の協力体制については、協会が発信する通知を参照してください。

に止まらず、両者が提携関係にある間は継続して情報提供を受けられるなど、取扱い開始後も顧客への責務を果たすに足る状態を維持することが必要です。

第6条第1項関係

暗号資産概要説明書の公表時期については、新規にデリバティブ関連取扱暗号資産として取り扱う暗号資産の特性や流通状況、顧客の特性等も踏まえ、顧客に対する適切な情報提供の観点から会員において検討することになりますが、遅くとも当該暗号資産のデリバティブ関連取扱暗号資産としての取扱いの開始日までに行うものとします。

第6条第2項関係

暗号資産概要説明書の作成等、会員間の協力体制については、 協会が発信する通知を参照してください。

第7条第1項、第2項関係

本条第1項及び第2項の情報は公表・非公表の別を問いません。この項に従い情報収集した結果、会員が特定した取扱リスク及び当該暗号資産の価格に著しい影響を及ぼすおそれのある重要な情報のうち、取扱い開始時点で考慮していなかった情報を入手した場合には、暗号資産関係情報の管理態勢の整備に関する規則に従って情報を管理するとともに、本条第2項に従って取締役会等に報告することが必要です。本条第2項の取締役会への報告

第7条第2項、第3項関係

会員は自社のデリバティブ関連取扱暗号等資産について、顧客の判断に供する情報の収集に努め、顧客に提供していく役割を果たす必要があります。一方、収集した情報の一部には、暗号等資産関係情報として会員内部で厳格に管理すべき非公表情報が含まれるおそれがあります。暗号等資産関係情報は規則に従い厳重に管理しつつ、顧客への情報提供を判断するラインには速やかに伝え、当該ライン上にあって暗号等資産関係情報に接触する役職員を情報取得者として管理することとなります。

第7条第5項、第6項関係

協会のWebサイトでは、法令に従って参考価格や、それに基づいて 算出されるリスク想定比率等の表示を行っています。また本邦にお ける暗号等資産の取引にかかわる状況も公表をしています。これら を通して国内の暗号等資産の動向を広く社会に発信することで、顧 客に対する暗号等資産に対する理解の一助としていることから、会 員は顧客に対する情報提供の一環としてこれに取り組むことが求め られます。

第8条第4項関係

暗号等資産の性質は、その性質上、期間の経過とともに変化す

に至った重要情報については、顧客保護の観点から当該情報の公 表要否を判断します。当該判断の結果、公表することが適当であ るとした場合には、速やかに公表することが必要です。

第7条第2項、第3項関係

会員は自社のデリバティブ関連取扱暗号資産について、顧客の判断に供する情報の収集に努め、顧客に提供していく役割を果たす必要があります。一方、収集した情報の一部には、暗号資産関係情報として会員内部で厳格に管理すべき非公表情報が含まれるおそれがあります。暗号資産関係情報は規則に従い厳重に管理しつつ、顧客への情報提供を判断するラインには速やかに伝え、当該ライン上にあって暗号資産関係情報に接触する役職員を情報取得者として管理することとなります。

第7条第5項、第6項関係

協会のWebサイトでは、法令に従って参考価格や、それに基づいて算出されるリスク想定比率等の表示を行っています。また本邦における暗号資産の取引にかかわる状況も公表をしています。これらを通して国内の暗号資産の動向を広く社会に発信することで、顧客に対する暗号資産に対する理解の一助としていることから、会員は顧客に対する情報提供の一環としてこれに取り組むことが求められます。

第8条第4項関係

暗号資産の性質は、その性質上、期間の経過とともに変化する

ることがあります。その変化によって、それまで問題がないと考えられていた暗号等資産が、国内のデリバティブ関連取扱暗号等資産としての取り扱いに不適切なあるいは不適切となる可能性がある銘柄になることが考えられるため、協会は、会員による取り組みとは別に、国内においてデリバティブ関連取扱暗号等資産として取り扱われている暗号等資産のモニタリングを行います。

第9条第1項関係

一時中止とは、廃止の決定には至らないものの、一定期間取引を中止する措置を行う場合を指します。ただし、一時中止の取扱いは1年を最長とし、1年を上回る場合には速やかに廃止手続きを行わなければならないものとします。

なお、例外的に、当該デリバティブ関連取扱暗号等資産の取扱いを即刻中止しないと顧客に損害が生じるおそれが高い場合には、本規則の定めに関わらず、例外的に本項に定める期間を下回る期間での事前周知も認められます(なお、即時の中止が必要な場合には、事後的な周知もやむを得ないものと考えられます。)。

第10条第3項関係

会員が、(i)一種類の暗号資産等関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、当該種類の暗号資産等関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合、又は、(ii)複数の種類の暗号資産等関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、そのいかなる種類の暗号資産等関連デリバティブ取引についても特定の

ことがあります。その変化によって、それまで問題がないと考えられていた暗号資産が、国内の暗号資産関連デリバティブ暗号資産としての取り扱いに不適切なあるいは不適切となる可能性がある銘柄になることが考えられるため、協会は、会員による取り組みとは別に、国内において暗号資産関連デリバティブ暗号資産として取り扱われている暗号資産のモニタリングを行います。

第9条第1項関係

一時中止とは、廃止の決定には至らないものの、一定期間取引を中止する措置を行う場合を指します。ただし、一時中止の取扱いは1年を最長とし、1年を上回る場合には速やかに廃止手続きを行わなければならないものとします。

なお、例外的に、当該デリバティブ関連取扱暗号資産の取扱いを即刻中止しないと顧客に損害が生じるおそれが高い場合には、本規則の定めに関わらず、例外的に本項に定める期間を下回る期間での事前周知も認められます(なお、即時の中止が必要な場合には、事後的な周知もやむを得ないものと考えられます。)。

第10条第3項関係

会員が、(i)一種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、当該種類の暗号資産関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合、又は、(ii)複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、そのいかなる種類の暗号資産関連デリバティブ取引につ

デリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合は、第10条第1項に規定する「特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」にあたり、同項が適用されます。本項は、会員が複数の種類の暗号資産等関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、その一部の暗号資産等関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする取引の取り扱いを取りやめるが、他の暗号資産等関連デリバティブ取引については当該デリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする取引が引き続き行われている場合には、「特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする取引が引き続き行われている場合には、「特定のデリバティブ関連取扱暗号等資産を対象とする暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」には該当せず、本項が適用されます。

第11条第1項関係

第9条第1項関係に記載のとおり、例外的に、当該デリバティブ関連取扱暗号等資産の取扱いを即刻中止しないと顧客に損害が生じるおそれが高い場合には、事前の報告なく直ちに取扱いを中止することも認められます。その場合、報告事項については事後的に速やかに報告するものとします。

第11条第2項関係

「相当期間」とは、協会において、会員がデリバティブ関連取 扱暗号等資産の一時中止に係る措置を解除することの適否を判 いても特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合は、第10条第1項に規定する「特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」にあたり、同項が適用されます。本項は、会員が複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、その一部の暗号資産関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いを取りやめるが、他の暗号資産関連デリバティブ取引については当該デリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引が引き続き行われている場合には、「特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」には該当せず、本項が適用されます。

第11条第1項関係

第9条第1項関係に記載のとおり、例外的に、当該デリバティブ関連取扱暗号資産の取扱いを即刻中止しないと顧客に損害が生じるおそれが高い場合には、事前の報告なく直ちに取扱いを中止することも認められます。その場合、報告事項については事後的に速やかに報告するものとします。

第11条第2項関係

「相当期間」とは、協会において、会員がデリバティブ関連取 扱暗号資産の一時中止に係る措置を解除することの適否を判断

するための調査に要する合理的期間を指します。